

1. 平成 24 年度中の認定特定行為業務従事者（経過措置対象者）の登録者数 1,019 人を対象となる当事者数 357 人で割り戻した推計値

認定特定行為業務従事者数 (A)	対象となる当事者数 (B)	当事者 1 人当たりの認定特定 行為業務従事者数(B/A)
1,019 人	357 人	2.9 人

2. 身体介護技術研修(H22 から H24 に実施)を受講した事業所の状況

	豊能	三島	北河内	中河内	南河内	泉州	合計
障がい児者数(人)※ ¹	423	331	511	343	233	393	2,234
研修受講事業所数(事業所)	73	37	82	90	40	96	418
1 事業所あたりの 障がい児者数(人)	5.8	8.9	6.2	3.8	5.8	4.1	5.3
研修受講介護職員数(人)	165	155	163	192	124	181	980
1 介護職員あたりの障がい児者(人)	2.6	2.1	3.1	1.8	1.9	2.2	2.3

※¹障がい児者数：平成 24 年 7 月 1 日現在、在宅の身体障がい者手帳（1 級・2 級）及び療育手帳(A)を交付された児者数に実態調査における医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の割合（50.4%）を乗じた推計値。